

「国民年金学生納付特例制度」について

20歳になると国民年金に加入して保険料を納めることが義務づけられています。「学生納付特例制度」は、学生で所得がない場合や少ないことにより保険料の納付が困難な場合に、**申請により保険料の納付が猶予される制度**です。

- 対象者** 学生である本人の所得が、所得基準以下であるか否かで判定します。
- 所得基準** 所得基準（前年所得）＝118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等
- 対象となる学校** ○大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、一部の海外大学の日本分校です（夜間・定時制課程や通信課程も含まれます）。
- 承認期間** ○未納の期間とは違い、障害基礎年金等の受給資格期間に含まれます。
○10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができます。
（ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは経過期間に応じた加算額が上乗せされます）

「納付」と
「学生納付特例」と
「未納」は
このように違います

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金・遺族基礎年金（受給資格期間）		○（入ります）	○（入ります）	×（入りません）
老齢基礎年金	受給資格期間	○（入ります）	○（入ります）	×（入りません）
	年金額に計算	○（されます）	×（されません）	×（されません）

平成30年度の申請は4月2日から受け付けます

申請は保険年金課または各支所市民窓口課へ

20歳になる方は、「国民年金被保険者資格取得届」の提出も必要です。

平成30年度に20歳を迎える方は、日本年金機構より国民年金資格取得のための書類が届いてから、20歳の誕生日の前日（20歳到達日）以降に、その書類を市役所または各支所へ提出していただくことになります。

学生納付特例の手続きも20歳到達日以降の受け付けとなりますのでご注意ください。

お持ちいただくもの

- 年金手帳
※20歳になったばかりで手帳が届いていない方は必要ありません。
- 来庁された方の本人確認できるもの
- 学生証（コピー可。有効期限が記載されているもの）
- 認印

【問い合わせ】保険年金課（内線141）、笠間支所市民窓口課（内線72124）、岩間支所市民窓口課（内線73182）

国民健康保険・後期高齢者医療保険「人間ドック・脳ドック費用」を補助します

- ◆対 象 者：1. 平成30年4月1日現在40歳以上で、受診日に74歳以下の笠間市国民健康保険の被保険者（国民健康保険税を完納している世帯の方に限ります）
2. 受診日に、後期高齢者医療保険制度の被保険者で保険料を完納している方
- ◆受け付け期間：4月6日（金）～20日（金）※土日は除く
- ◆受け付け時間：午前8時30分～午後5時15分（ただし、窓口延長日は午後7時30分まで）
※窓口延長日 岩間支所：火曜日 本所：水曜日 笠間支所：木曜日
- ◆申し込み方法：応募用紙に必要事項を記入の上、提出してください。
※応募用紙は、本所保険年金課・各支所市民窓口課の窓口にあります。
- 【注意事項】脳ドックは、平成28年度・29年度に市の助成を受けた方は応募できません。応募者が定員を超えた場合は、後日抽選で当選者を決定します。※詳細は、3月下旬発行の広報かさま「お知らせ版」でお知らせします。

【問い合わせ】保険年金課 国民健康保険について（内線139） 後期高齢者医療保険について（内線141）



やさいい保険プラザ
友部スクエア店

笠間市住吉 1364-1
☎ 0120-650-121
営業時間 10:00～20:00

保険募集代理店
株式会社 フィックス・ジャパン
茨城支店

人生100年時代！
備えは充分ですか？

これまで「人生90年」と言われてきましたが、日本人の平均寿命は今後も延びると予測され「人生100年時代」を迎えつつあります。

長生きするに伴い心配になるのが「将来の介護」です。介護が必要となるのは65～69歳で29%ですが、80～84歳では28.2%、85歳以上では60.0%と2人に1人が要介護となります。【生命保険文化センターより】

「介護が必要となる自分」「介護をする自分」立場によつて不安や問題は様々ですが、将来に向けて必要な貯蓄額や準備を明らかにしておきましょう。

当店では経済的な備えとして「生命保険会社の介護保険」のご紹介や、介護時の費用負担をイメージするために「ライフプラン表の作成」等を承っております。今後安心して暮らしていくために、お気軽にご相談ください。